

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 1 日
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 1 番12号
【電話番号】	03 - 5785 - 5518
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画管理本部長 宮木 公平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 1 番12号
【電話番号】	03 - 5785 - 5518
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画管理本部長 宮木 公平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 182,520,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	120,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(注) 1 平成25年8月1日開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	120,000株	182,520,000	91,260,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	120,000株	182,520,000	91,260,000

(注) 1 第三者割当の方法によっております。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、91,260,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,521	760.5	100株	平成25年8月19日	-	平成25年8月19日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 上記株式を割当予定先から申し込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
182,520,000	1,700,000	180,820,000

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に発行登記関連費用750,000円、信託銀行等に関する事務手数料450,000円及び弁護士報酬500,000円を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額180,820,000円の具体的な使途は、以下となります。

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
データベース連携における開発及び運用資金	50	平成25年8月から平成26年9月
履歴データ分析における開発並びに運用資金	75	平成25年8月から平成26年9月
自社サービス強化及び関連データベース開発資金	100	平成26年3月から平成26年9月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。本第三者割当増資による手取り概算額は、データベース連携における開発及び運用資金及び履歴データ分析における開発及び運用資金に充当する予定であり、合わせて自社サービス強化及び関連データベース開発資金の一部にも充当する予定であります。

なお、上記具体的な使途に関し、調達資金を超える費用が必要となった場合は、手元資金を活用いたします。また、本件については、割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と予定しているジョイントベンチャーの役割によっては、本目的をベースにジョイントベンチャーへの設立資金へ充当する場合があります。なお、具体的な役割については協議中のため、上記の資金使途については、当社又はジョイントベンチャーにて使用いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	
	本店の所在地	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼CEO 増田 宗昭	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	TSUTAYA, TSUTAYA DISCAS, Tカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 当社と当該会社の関係会社との間には、当社からMSDBを活用したTSUTAYAオンラインショッピング向けの商品・作品おすすめ紹介サービスの提供について取引関係があります。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成25年8月1日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、人と作品との出会いにより、「気づき」、「興味」、「共感」をつなぐ、すなわち「人の気持ちをつなぐ」をコンセプトに、国内の通信会社及びEC事業者を主な顧客とし、人と作品（コンテンツ）との出会いを創ることを目的としたメディアサービスデータベース（以下「MSDB」といいます）を開発し、それらを活用したサービス開発・提供を行っております。

現在当社の主力ビジネスは、MSDB並びに関連するソフトウェアを活用した、メディア検索サービスや、おすすめ（レコメンド）サービス並びにストリーミングサービスを中心とした「メディアビジネス」であり、当ビジネスでは前述の通信会社を通じたスマートフォンユーザー向けサービス提供による収益が全社売上の約9割を占めております。

一方、資本・業務提携先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、CD/DVDソフト販売・レンタルサービスを提供するTSUTAYAを全国展開し、ポイントプログラムであるTカードをプラットフォーム提供するなど、平成25年6月には、会員数は4,600万人を突破し、日本総人口に占める会員の割合は36%を超え、日本人の約3人に1人が日々利用する日本最大級の共通ポイントサービスへと成長しており、国内最大規模の会員データベース及び購買履歴、商品データベースを有している国内有数の生活サービス企業であります。

今回、当社のMSDBの可能性を最大化し収益機会の拡大を目指すこと、並びに両社の競争力強化及び顧客価値の最大化を目的に協議を進めてきた結果、両社のデータベース及びサービスの積極的な連携を図り、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との資本・業務提携を進めることが、「データベース・サービスカンパニー」として当社の中長期的な発展、成長に資すると期待でき、当社の企業価値向上につながるものと判断いたしました。

資本提携の内容は下記になります。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、既存株主からの当社普通株式取得及び本件第三者割当により、当社第2位株主であるKDDI株式会社が当社普通株式を所有する株式数（平成25年3月末現在240,000株）と同数となる240,000株（発行済株式総数に対する割合10.11%、議決権比率10.11%）を取得します。なお、今回の第三者割当増資は、他の株主に影響はないと判断しております。

一方、業務提携の内容は下記になります。

今回、両社の競争力強化及び顧客価値の最大化を目的にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が保有する国内最大規模の会員データベース及び購買履歴、商品データベースと当社のMSDBとデータベース及びサービスにおける協業推進を予定しております。

具体的には、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が保有する会員データベース及び商品データベースと、作品データベースを有する当社MSDBを連携させ、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が有する店舗やオンラインサービスを利用するユーザー向けに、より詳細で使い勝手の良い特徴的な検索サービスやレコメンドサービスを提供することで、ユーザーに今までと比して良質な商品情報などを提供し、視聴や購入の機会を増加させることなどを目指します。あわせて両社サービスを連携することで、生活に寄り添う新しいサービス体験を世の中に広く提供していくことを目指します。

また、今回資本・業務提携とあわせて、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とのジョイントベンチャー設立による業務提携も進めて参ります(出資比率は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社51%、株式会社ソケット49%を予定し、設立は平成25年9月末を予定)。ジョイントベンチャーでは、両社が協力し特徴的なデータベースの開発及び関連したサービス展開を予定しております。具体的な内容につきましては、詳細が決定した段階において公表させていただきます。

MSDBとは、音楽、映像、書籍、放送、人名、地域情報を体系的かつ作品の特徴情報を詳細に整理したデータベースであり、特徴情報等をキーとして作品の関連性によって横断的なメディア関連サービスを実現。また、独自IDによって作品の紹介から、著作権報告及び購買までスムーズな管理も可能。

d. 割り当てようとする株式の数

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 当社普通株式 120,000株

e. 株券等の保有方針

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社からは、当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭にて確認をしております。

また、c. 割当予定先の選定理由に記載のとおり、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とのジョイントベンチャーの設立を予定しており、長期的な協力関係を前提としたサービス展開を予定しております。

なお、当社は、割当予定先からは、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供することに同意することにつき、確約書を取得しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から預金残高証明書の提示を受けるとともに、本新株の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分に確保されており、自己資金で行う旨の説明を受けました。その結果、預金残高証明書の金額は当該払込金額をはるかに大きく上回る残高を有しており、自己資金である蓋然性も高いことから、本第三者割当増資の払込みについて特段問題ないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社について、平成23年3月期まで東証一部上場企業であり、有価証券報告書のコーポレートガバナンスにおける記載の反社会的勢力その他特定団体との関係を有しない宣言を確認し、かつ、以降現在において役員構成等の経営陣の体制が大きく変更がない旨の確認をしております。

また、割当予定先から反社会的勢力その他特定団体と関係を有しない旨の誓約書も本日受領を予定しており、日経テレコン等を使用したWeb検索における社内の独自調査での確認も行っております。以上から、割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社及びその役員又は主要株主が、反社会的勢力及びその他特定団体等とも当社の調査範囲において関係を有しないものと判断しております。なお、当社は、東京証券取引所に当該会社が反社会的勢力その他特定団体との関係を有しない旨の確認書を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件発行価格につきましては、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成25年7月31日)までの最近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間に株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の普通取引の終値株価の平均値(1ヶ月間終値平均1,225円、3ヶ月間終値平均1,090円、6ヶ月間終値平均1,067円)と、取締役会

決議の直前取引日に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値(1,690円)を比較して、最も高い金額である、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値1,690円に0.9を乗じた金額である1株1,521円に決定いたしました。

上記期間を算定の基準としましたのは、今回の本第三者割当により発行される株式数、当社の業績の動向、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境等を勘案し、既存株主にも配慮して、決定いたしました。その結果、選択された当社取締役会決議日の直前取引日は、平成25年7月30日の第14期(平成26年3月期)の第1四半期に係る決算発表を受けて形成された株価であり、当社の株式に係る客観的な価値を反映しているものと判断したためであります。

なお、0.9を乗じた理由については、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)を参考にしつつ、直近取引日前数日において当社株価が大きく変動していることを踏まえた当社株価の変動状況、財務状況や業績見込、事業環境等を総合的に勘案するとともに、割当予定先とは、今回の本第三者割当が、資本・業務提携の一環であり、中長期に保有することのリスク面も考慮して、割当予定先と十分協議の上、決定いたしました。

当該払込金額は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値1,690円に対しては約10%のディスカウント、直前取引日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値である1,225円に対しては約24.17%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値の単純平均値である1,090円に対しては約39.54%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値の単純平均値である1,067円に対しては約42.57%のプレミアムとなっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日)にも準拠しており、特に有利な金額に該当するものではないと判断しております。

また、当該新株式の発行に関し、当社監査役会(常勤監査役1名を含む計3名)から、発行価格は、当社の業績の動向、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境等を勘案し、会社の客観的な価値を反映していないと疑われる事情が無いと判断しており、本第三者割当の発行価格が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を取得しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量(募集株式の総数)は普通株式120,000株であり、現在の当社の発行済株式総数の5.32%、総議決権数でも5.32%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とのデータベース連携における協業推進のため、データベース連携における開発費用(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との共同出資によるジョイントベンチャーの役割によってはそれらを目的とした設立資金も含む)に充てる予定であります。そして、本第三者割当増資により調達する資金の総額も、上記の資金使途に照らして必要な限度を超えておらず、当社株式の希薄化率の規模も上記の程度にとどまることも勘案しますと、本第三者割当増資によって、一時的には既存株主の負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の利益となるものと考えております。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、その必要性和合理性があるものと判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とは資本業務提携の一環として、本第三者割当増資に先立ち8月2日を予定とする既存株主からの取得についても対象となる既存株主と合意しております。なお、既存株主からの取得は、それぞれ、株式会社メガチップス70,000株、株式会社フェイス20,000株、当社代表取締役社長浦部浩司20,000株、当社専務取締役伊草雅幸10,000株の予定であります。そのため、株式異動についても上記に反映させております。なお、既存株主からの株式異動時点での所有議決権割合は下記になります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	既存株主か らの株式異 動後の所有 株式数 (株)	既存株主か らの株式異 動後の総議 決権数に対 する所有議 決権数の割 合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	781,000	35.01	761,000	33.78
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁 目5番25号	-	0.00	120,000	5.32
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 3番2号	240,000	10.76	240,000	10.65
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通 御池下る虎屋町566-1 井 門明治安田生命ビル	165,000	7.39	145,000	6.43
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	139,100	6.23	139,100	6.17
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原一 丁目1番1号	165,000	7.39	95,000	4.21
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	64,600	2.89	64,600	2.86
片山 晃	東京都千代田区	61,400	2.75	61,400	2.72
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	57,600	2.58	57,600	2.55
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁 目2番2号	45,000	2.01	45,000	1.99
伊草 雅幸	東京都世田谷区	50,000	2.24	40,000	1.77
計	-	1,768,700	79.29	1,768,700	78.50

既存株主からの株式異動後、第三者割当増資後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	781,000	35.01	761,000	32.07
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁 目5番25号	-	-	240,000	10.11
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 3番2号	240,000	10.76	240,000	10.11
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通 御池下る虎屋町566-1 井 門明治安田生命ビル	165,000	7.39	145,000	6.11
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	139,100	6.23	139,100	5.86
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原一 丁目1番1号	165,000	7.39	95,000	4.00
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	64,600	2.89	64,600	2.72
片山 晃	東京都千代田区	61,400	2.75	61,400	2.58
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	57,600	2.58	57,600	2.42
野村信託銀行株式会社（投信 口）	東京都千代田区大手町二丁 目2番2号	45,000	2.01	45,000	1.89
伊草 雅幸	東京都世田谷区	50,000	2.24	40,000	1.68
計	-	1,768,700	79.29	1,888,700	79.61

(注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を平成25年6月30日時点の総議決権数(22,524個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(1,200個)を加えた数で除して算出した割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第13期）に記載された資本金の額は、当該有価証券報告書の提出日（平成25年6月21日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年8月1日）までの間において以下のとおり増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成25年6月30日	2,400	394,657	2,000	297,937
平成25年7月31日	1,600	396,257	-	-

（注）資本金及び資本準備金の増加

新株予約権の行使により、増加しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第13期有価証券報告書の提出日（平成25年6月21日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成25年8月1日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月24日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

平成25年6月21日開催の当社第13回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 当社および当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の
決定を取締役に委任する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	18,109	738	0	（注）1	可決（92.95%）
第2号議案	17,194	1,314	339	（注）2	可決（88.25%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2 事業等のリスクについて

後記組込情報である第13期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年8月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

3 最近の業績の概要

平成25年7月30日開催の取締役会において承認された第14期第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

[次へ](#)

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	791,107	641,733
売掛金	446,319	396,283
仕掛品	10,874	18,434
その他	63,480	65,522
貸倒引当金	1,780	1,440
流動資産合計	1,310,000	1,120,533
固定資産		
有形固定資産	17,893	28,345
無形固定資産		
ソフトウェア	392,327	462,076
ソフトウェア仮勘定	573,850	582,622
その他	15,096	14,261
無形固定資産合計	981,275	1,058,961
投資その他の資産	245,035	243,517
固定資産合計	1,244,204	1,330,824
資産合計	2,554,205	2,451,357
負債の部		
流動負債		
買掛金	181,322	167,311
未払金	15,111	21,180
未払法人税等	48,299	2,958
賞与引当金	64,706	31,401
役員賞与引当金	14,907	2,541
その他	80,275	94,010
流動負債合計	404,621	319,403
固定負債		
長期借入金	15,796	3,073
退職給付引当金	76,717	76,564
その他	2,420	6,454
固定負債合計	94,934	86,092
負債合計	499,555	405,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	391,367	394,657
資本剰余金	295,687	297,937
利益剰余金	1,322,872	1,307,886
自己株式	149	149
株主資本合計	2,009,776	2,000,330
新株予約権	8,740	9,727
少数株主持分	36,132	35,803
純資産合計	2,054,649	2,045,861
負債純資産合計	2,554,205	2,451,357

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	526,964
売上原価	392,783
売上総利益	134,180
販売費及び一般管理費	133,537
営業利益	642
営業外収益	
受取利息	8
営業外収益合計	8
営業外費用	
支払利息	124
為替差損	202
営業外費用合計	326
経常利益	324
税金等調整前四半期純利益	324
法人税、住民税及び事業税	385
法人税等調整額	4,098
法人税等合計	4,484
少数株主損益調整前四半期純損失()	4,160
少数株主損失()	328
四半期純損失()	3,831

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	4,160
四半期包括利益	4,160
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	3,831
少数株主に係る四半期包括利益	328

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	324
減価償却費	50,179
株式報酬費用	986
貸倒引当金の増減額(は減少)	340
賞与引当金の増減額(は減少)	33,304
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12,365
退職給付引当金の増減額(は減少)	152
受取利息	8
支払利息	124
売上債権の増減額(は増加)	50,035
たな卸資産の増減額(は増加)	7,559
仕入債務の増減額(は減少)	14,010
未払金の増減額(は減少)	6,068
未払消費税等の増減額(は減少)	170
その他	5,484
小計	45,291
利息及び配当金の受取額	8
利息の支払額	124
法人税等の支払額	43,149
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	7,903
無形固定資産の取得による支出	126,215
その他	110
投資活動によるキャッシュ・フロー	134,008
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	16,923
株式の発行による収入	5,540
配当金の支払額	5,675
ファイナンス・リース債務の返済による支出	331
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,390
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	149,374
現金及び現金同等物の期首残高	791,107
現金及び現金同等物の四半期末残高	641,733

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月21日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月20日

株式会社 ソケット
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田 博信
--------------------	-------	--------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケット及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソケットが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月20日

株式会社 ソケット
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケットの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。